

7. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和5年6月1日現在)

		都道府県(47)				政令市(20)				市区町村等(1747)				
		措置済み				措置済み				措置済み				
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	
1 パワーハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1)職場におけるパワーハラの内容・パワーハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1572	90.0%	1214	69.5%
		(2)行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1321	75.6%	1120	64.1%
		(3)相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1493	85.5%	1173	67.1%
		(4)相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1436	82.2%	1075	61.5%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認すること	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1511	86.5%	1064	60.9%
		(6)速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	20	100.0%	1453	83.2%	985	56.4%
		(7)事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1441	82.5%	1030	59.0%
		(8)再発防止に向けた措置を講ずること	47	100.0%	40	85.1%	20	100.0%	18	90.0%	1287	73.7%	788	45.1%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1319	75.5%	1064	60.9%
		(10)相談したこと等を理由として、解雇その他不利益な取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること	46	97.9%	44	93.6%	20	100.0%	20	100.0%	1223	70.0%	1010	57.8%
	公務部門における上乗せ事項	(11)自らの雇用する労働者以外の者(他の事業者が雇用する労働者、求職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	45	95.7%	42	89.4%	20	100.0%	17	85.0%	726	41.6%	531	30.4%
		(12)他の事業主の雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客等からの著しい迷惑行為に関する取組	37	78.7%	28	59.6%	16	80.0%	12	60.0%	635	36.3%	405	23.2%
		(13)他の行政機関の職員からパワーハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	23	48.9%	20	100.0%	10	50.0%	663	38.0%	359	20.5%
		(14)他の行政機関から(13)の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	18	38.3%	20	100.0%	5	25.0%	734	42.0%	337	19.3%
	第三者による紛争解決援助	(15)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	31	66.0%	26	55.3%	10	50.0%	7	35.0%	684	39.2%	428	24.5%
周知・啓発の方法(16~20までは複数回答可)	(16)通知	47	100.0%	/	/	18	90.0%	/	/	1482	84.8%	/	/	
	(17)パンフレット、ポスター	28	59.6%	/	/	12	60.0%	/	/	644	36.9%	/	/	
	(18)HP、庁内イントラネット	36	76.6%	/	/	17	85.0%	/	/	438	25.1%	/	/	
	(19)研修・講習	47	100.0%	/	/	20	100.0%	/	/	1091	62.4%	/	/	
	(20)その他	2	4.3%	/	/	2	10.0%	/	/	180	10.3%	/	/	

7. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和5年6月1日現在)

		都道府県(47)				政令市(20)				市区町村等(1747)				
		措置済み				措置済み				措置済み				
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	
2 セクシュアル ハラスメント	雇用管理上の措置義務	(1)セクハラの内容とセクハラがあってはならない旨の方針を明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1572	90.0%	1216	69.6%
		(2)セクハラの実態には、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1349	77.2%	1143	65.4%
		(3)相談窓口をあらかじめ定めている	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1499	85.8%	1175	67.3%
		(4)相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、セクシュアルハラスメントが現実生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、セクシュアルハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1431	81.9%	1056	60.4%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	19	95.0%	1514	86.7%	1049	60.0%
		(6)事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適正に行っている	47	100.0%	42	89.4%	20	100.0%	20	100.0%	1453	83.2%	989	56.6%
		(7)事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適正に行っている	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1447	82.8%	1036	59.3%
		(8)再発防止に向けた措置を講じている	47	100.0%	40	85.1%	20	100.0%	17	85.0%	1292	74.0%	787	45.0%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1332	76.2%	1069	61.2%
		(10)相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発している	47	100.0%	46	97.9%	20	100.0%	20	100.0%	1238	70.9%	1023	58.6%
公務部門における上乗せ事項	(11)自ら雇用する労働者以外の者(他の事業主が雇用する労働者、休職者、フリーランス等)に対する言動に関する取組	44	93.6%	41	87.2%	20	100.0%	17	85.0%	732	41.9%	542	31.0%	
	(12)他の行政機関の職員からセクハラを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応を求め	39	83.0%	21	44.7%	20	100.0%	10	50.0%	641	36.7%	360	20.6%	
	(13)他の行政機関から(12)の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	16	34.0%	19	95.0%	6	30.0%	725	41.5%	337	19.3%	
第三者による紛争解決援助	(14)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	29	61.7%	24	51.1%	10	50.0%	7	35.0%	679	38.9%	424	24.3%	
周知・啓発の方法(15~19までは複数回答可)	(15)通知	47	100.0%	/	/	18	90.0%	/	/	1480	84.7%	/	/	
	(16)パンフレット、ポスター	27	57.4%	/	/	13	65.0%	/	/	655	37.5%	/	/	
	(17)HP、庁内イントラネット	36	76.6%	/	/	17	85.0%	/	/	441	25.2%	/	/	
	(18)研修・講習	47	100.0%	/	/	20	100.0%	/	/	1091	62.4%	/	/	
	(19)その他	2	4.3%	/	/	2	10.0%	/	/	173	9.9%	/	/	

7. ハラスメント防止措置の実施状況(都道府県・指定都市・市区町村教育委員会等)(令和5年6月1日現在)

		都道府県(47)				政令市(20)				市区町村等(1747)				
		措置済み				措置済み				措置済み				
		団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	団体数	割合	文書有	割合	
3	雇用管理上の措置義務	(1)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの内容、そうしたハラスメントの発生原因、ハラスメントがあつてはならない旨の方針、制度等の利用ができることを明確化し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1512	86.5%	1141	65.3%
		(2)妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る言動を行った者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を規則等の文書に規定し、管理・監督者を含む職員に周知・啓発している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1289	73.8%	1064	60.9%
		(3)相談窓口をあらかじめ定めている	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1463	83.7%	1120	64.1%
		(4)相談窓口担当者が、内容や状況に応じ適切に対応できるようにし、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントが現実を生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに該当するか否かが微妙な場合であっても、広く相談に対応している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1396	79.9%	1009	57.8%
		(5)事実関係を迅速かつ正確に確認している	47	100.0%	43	91.5%	20	100.0%	19	95.0%	1477	84.5%	997	57.1%
		(6)事実確認ができた場合には、速やかに被害者に対する配慮の措置を適切に行っている	47	100.0%	42	89.4%	20	100.0%	20	100.0%	1425	81.6%	955	54.7%
		(7)事実確認ができた場合には、行為者に対する措置を適切に行っている	47	100.0%	44	93.6%	20	100.0%	19	95.0%	1405	80.4%	987	56.5%
		(8)再発防止に向けた措置を講じている	47	100.0%	38	80.9%	20	100.0%	17	85.0%	1258	72.0%	757	43.3%
		(9)相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知している	47	100.0%	47	100.0%	20	100.0%	20	100.0%	1296	74.2%	1024	58.6%
		(10)相談したこと、事実喚起の確認に協力したこと等を理由として不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、職員に周知・啓発している	47	100.0%	45	95.7%	20	100.0%	20	100.0%	1200	68.7%	979	56.0%
		(11)業務体制の整備など、事業主や妊娠等した職員その他の職員の実情に応じ、必要な措置を講じている	47	100.0%	42	89.4%	20	100.0%	18	90.0%	1112	63.7%	720	41.2%
	公務部門における上乗せ事項	(12)他の行政機関の職員から妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを受けた場合における当該職員に係る任命権者に対する調査の要請・指導等の対応の求め	40	85.1%	22	46.8%	20	100.0%	9	45.0%	684	39.2%	385	22.0%
		(13)他の行政機関から(12)の求めがあった場合における必要な協力の実施	42	89.4%	17	36.2%	19	95.0%	5	25.0%	727	41.6%	341	19.5%
	第三者による紛争解決援助	(14)人事委員会・公平委員会への苦情相談が可能な旨の周知	30	63.8%	25	53.2%	10	50.0%	7	35.0%	675	38.6%	412	23.6%
周知・啓発の方法(15~19までは複数回答可)		(15)通知	47	100.0%	/	/	18	90.0%	/	/	1455	83.3%	/	/
	(16)パンフレット、ポスター	27	57.4%	/	/	12	60.0%	/	/	621	35.5%	/	/	
	(17)HP、庁内イントラネット	36	76.6%	/	/	17	85.0%	/	/	430	24.6%	/	/	
	(18)研修・講習	47	100.0%	/	/	20	100.0%	/	/	1053	60.3%	/	/	
	(19)その他	1	2.1%	/	/	2	10.0%	/	/	168	9.6%	/	/	